

# 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年4月20日

石川県知事 谷本 正憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 寺井警察署庁舎建設工事（建築）
- (2) 工事場所 能美市三道山町 地内
- (3) 完成期日 平成30年9月28日（一部債務負担行為）
- (4) 工事概要 警察署庁舎（庁舎棟：RC造4階建て2382.9㎡、車庫棟：223.3㎡）建設に係る建築工事一式（電気設備、機械設備を含まない。）
- (5) 総合評価方式 適用
- (6) 契約後VE方式 適用
- (7) 工事代金の支払条件等
  - ア 前払金について 有
  - イ 部分払と中間前金払について 有
- (8) 予定価格 750,600,000円（税込み）
- (9) 最低制限価格 有
- (10) 契約保証金  
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）の規定により納付すること。  
ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。
- (11) 入札方法 紙入札による。（入札後審査型）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号）に基づく入札参加資格の確認を受けた者で、次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期間の末日からこの工事の開札の日までの期間に、

石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、石川県が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (7) 次に掲げる資格1（代表者）、資格2（構成員1）及び資格3（構成員2）のそれぞれ1者ずつ3者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

ア 資格1（代表者）

次の要件をすべて満たす者であること。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が石川県内にあること。
- (イ) 平成27年度に実施された法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間にあるもの。以下「結果通知書」という。）における建築一式工事に係る総合評定値と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務要領に定める建築一式工事に係る平成28年度の主観点数との合計値が、950点以上であること。
- (ウ) 結果通知書における建築一式工事の年間平均完成工事高が、3.7億円以上であること。

(エ) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

- a. 3ヶ月以上の雇用関係にある者
- b. 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※ この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

#### (オ) 施工実績に係る事項

平成14年度以降に石川県内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築（改修を除く。）部分の延床面積が、1,000㎡以上の工事を元請として施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、出資比率30%以上の構成員として2回以上施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。

#### イ 資格2（構成員1）

次の要件をすべて満たす者であること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が石川県内にあること。

(イ) 結果通知書における建築一式工事に係る総合評定値と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務要領に定める建築一式工事に係る平成28年度の主観点数との合計値が、910点以上であること。

(ウ) 結果通知書における建築一式工事の年間平均完成工事高が、2.3億円以上であること。

#### (エ) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

a. 3ヶ月以上の雇用関係にある者

b. 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※ この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

(オ) 施工実績に係る事項

平成14年度以降に石川県内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築（改修を除く。）工事を元請として施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、出資比率30%以上の構成員として2回以上施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。

ウ 資格3（構成員2）

次の要件をすべて満たす者であること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が寺井警察署、小松警察署又は大聖寺警察署管内にあること。

(イ) 結果通知書における建築一式工事に係る総合評定値と石川県建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務要領に定める建築一式工事に係る平成28年度の主観点数との合計値が、780点以上であること。

(ウ) 結果通知書における建築一式工事の年間平均完成工事高が、1.5億円以上であること。

(エ) 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

a. 3ヶ月以上の雇用関係にある者

b. 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者であつて、かつ監理技術者の資格を有する者

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し

支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

※ この工事の配置予定技術者については、「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」による主任技術者の兼務を認めない。

#### (オ) 施工実績に係る事項

平成14年度以降に石川県内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築（改修を除く。）工事を元請として施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、出資比率30%以上の構成員として2回以上施工した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。

(8) 総合評価方式に係る技術資料（作成要領は4（2）による。）の内容が適正であること。

### 3 共同企業体の結成に関する留意事項

- (1) この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の代表者及び構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。
- (2) 代表者は、2（7）アに掲げる資格1の要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最も大きな者であること。
- (3) 構成員の出資比率は20%以上とする。

### 4 入札手続

#### (1) 設計図書の閲覧期間

この工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧は次のとおり行う。

なお、設計図書の貸出しを希望する者は、閲覧の際に書面で申し込むこと。

ア 場所：石川県警察本部警務部会計課（石川県警察本部庁舎4階）

イ 期間：平成29年4月20日（木）から平成29年5月15日（月）までの間  
（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

ウ 時間：午前9時から午後5時までの間

#### (2) 総合評価方式に係る技術資料作成要領の閲覧方法

入札情報システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面より本工事の技術資料作成要領をダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1700000>

(3) 質問書の受付期間及び方法

質問書は書面（様式は任意）で、平成29年4月20日（木）午前9時から平成29年5月2日（火）午後5時までに郵送又は持参で石川県警察本部警務部会計課管財係へ提出（必着）すること。

(4) 回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 平成29年4月20日（木）午前9時から平成29年5月15日（月）午後5時まで

イ 閲覧場所 石川県警察本部警務部会計課（石川県警察本部庁舎4階）

(5) 入札参加資格確認申請書等の提出について

ア 入札参加資格確認申請書

郵送又は持参により、平成29年5月11日（木）午後5時までに石川県警察本部警務部会計課管財係へ提出（必着）すること。

イ 添付する書類

次の書類について、郵送又は持参により、平成29年5月11日（木）午後5時までに石川県警察本部警務部会計課管財係へ提出（必着）すること。

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（甲）

(イ) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表者、構成員共に提出)

(ウ) 同種工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

(エ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験や雇用期間が確認できる書類（主任（監理）技術者の資格及び免許書等の写し並びに監理技術者にあつては、国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、コリンズカルテ等）の写し

(オ) 業態調書

ウ 総合評価方式に係る技術資料

提出期限は上記イと同様とし、また、総合評価方式の技術資料に添付する書類のうち上記イ（イ）、（ウ）と重複するものは、別途提出する必要はない。

(6) 入札書

入札書は石川県知事宛とする。

(7) 入札日時

ア 入札場所：石川県警察本部入札室（石川県警察本部庁舎 2階）

イ 入札日時：平成29年5月16日（火）午前10時 即時開札

(8) 見積内訳書

入札書を入札箱に投入する前に提出すること。提出がない者は入札に参加できない。

(9) 落札者決定予定日

平成29年5月18日（木）

ア 本工事は、入札価格が、予定価格の範囲内の価格を持って申込みをした者のうち、総合評価の最も高い者を落札候補者とする。

イ 本工事は、入札後に落札候補者の総合評価の高い順に参加資格の根拠となる資料等の確認を行い、適格である者を落札者として決定する。

(10) 入札結果の公表

契約後、石川県警察ウェブサイトにおいて公表

(11) 入札参加資格否認の理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、石川県警察本部長に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由の説明の請求は、平成29年5月29日（月）午後5時までに書面（様式は任意）により行わなければならない。この場合、当該書面は入札参加資格確認申請書等の提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明は、書面により行う。

5 入札保証金

免除する。

6 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び土木部競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

## 8 契約の条件

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間）に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この工事の契約締結については事前に石川県議会の議決を要するので、当該仮契約は石川県議会でのこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。

ただし、県は当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

## 9 問い合わせ先

石川県警察本部警務部会計課管財係

郵便番号 920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（石川県警察本部庁舎4階）

電話番号 076-225-0110（内線2275）